

カウンセリング費用の公費支出制度について

警察では、事件や事故によって被害にあわれた方、ご家族を亡くされた方、その他事件現場に居合わせた事件関係者の**精神的被害を軽減するため、一定の条件の下にカウンセリング費用を公費で支出**しています。



- ・ カウンセリングに係る経費で警察で支出可能なものは、**初診料、再診料、カウンセリング料、検査料、投薬料**等です。(入院治療費は除きます。)
- ・ カウンセリングの対象期間は**初診日より1年間**です。(ただし、支出できる費用には上限額があります。)
- ・ 本制度は**平成29年4月1日以降**に発生した事件に適用されます。



※ こんなことありませんか???

- ・ イライラする
- ・ 眠れない
- ・ 食欲がない
- ・ 感情や感覚が麻痺する
- ・ 動悸がしたり冷や汗が出る
- ・ 突然、事件・事故の光景がよみがえる
- ・ 自分を責めてしまう
- ・ 急に泣き出す
- ・ やる気が出ない
- ・ 恐怖や不安を感じる
- ・ 現実感がない



事件や事故にあうと、どうしたらいいのかわからず、戸惑うことが出てきます。また、体調を崩したり普段スムーズに出来ていたことが、思うように出来なくなることもあり、不安に感じるかもしれませんが、それは被害後には誰にでも起こり得るごく当たり前の反応です。

そんな時は、1人で抱え込まずに、専門の医師または臨床心理士のカウンセリングを受けてみませんか？まずは事件担当者にご相談ください。